

富田林市制施行70周年記念事業で使用する
広告入り横断幕等の寄贈に関する取扱要領

この要領は、富田林市制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）で使用する民間企業等の広告を掲載した横断幕、のぼり等（以下「横断幕等」という。）について、広告代理店等（以下「寄贈者」という。）から寄贈を受けることに関し、富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- 1 市は、令和2年1月1日から記念事業の終了日（令和3年3月31日）までの間、横断幕等の寄贈の申出を受け付けるものとする。
- 2 市は、寄贈者から前項の申出があったときは、当該寄贈者と寄贈の時期、広告の掲載内容等について協議するものとする。
- 3 寄贈者は、前項の協議の完了後、横断幕等を製作し、市に寄贈するものとする。
- 4 市は、前項の規定により横断幕等の寄贈を受けたときは、当該横断幕等を記念事業において使用するものとする。
- 5 横断幕等に係る紛争その他の問題については、市は、一切その責を負わない。
- 6 寄贈者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 市が横断幕等の撤去を命じたときは、速やかに撤去すること。
 - (2) 広告主の募集に当たっては、市が広告主を募集しているかのような誤解を生じさせないこと。
 - (3) 広告主の募集に当たっては、市内業者から優先的に、大小企業を問わず公平に募集すること。
- 7 この要領に特に定めのない事項については、市と寄贈者が双方協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。